平成28年労第290号

## 主文

本件再審査請求を棄却する。

### 理 由

### 第1 再審査請求の趣旨及び経過

#### 1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

## 2 経 過

請求人の亡夫(以下「被災者」という。)は、平成〇年〇月〇日から、A所在のB会社(以下「会社」という。)において、社内外注として、ワイヤーロープの切断・加工等の作業に従事していたが、平成〇年〇月〇日、作業中意識を失い、C病院に緊急搬送され、「急性大動脈解離」(以下「本件疾病」という。)と診断され、同日死亡した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に 遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、請求人は労災保険法上 の労働者とは認められず、また本件疾病は業務上の事由によるものとは認められ ないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを乗却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

# 第3 原処分庁の意見

(略)

# 第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が、業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

第5 審查資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
  - 1 当審査会の事実の認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1)請求人及び再審査請求代理人(以下「請求代理人」という。)は、被災者は、 労働者であり、被災者に発症した本件疾病は、業務上の疾病であって、被災者 の死亡は、業務上の事由によるものであると主張している。
- (2) 労災保険法は、労働者について定義規定を置いていないが、同法制定の経緯等からみて、同法にいう労働者とは労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第9条にいう労働者と同義であると解される。

労働者性に係る判断の基準については、昭和60年に労働基準法研究会が、 仕事の依頼・業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無、業務遂行上の指揮 監督の有無(業務の内容及び遂行方法に対する指揮命令の有無)、拘束性の有 無、代替性の有無、報酬の労務対償性の有無などの「使用従属性」に関する判 断基準と「労働者性の判断を補強する要素」を総合的に判断して決定する旨の 基準(以下「基準」という。)を示しているところであり、当審査会としても、 その考え方は労働者性を判断するに当たって妥当であると考えることから、こ れらの基準に照らして以下検討する。

なお、この点について、請求代理人は、労災保険法上の労働者性の判断は、 労基法上の労働者性に関する検討・議論に即する必要はない旨主張しているが、 請求代理人も認めるように、労災保険法における補償の対象は、労災保険法第 12条の8により労基法上の規定に準拠しており、上記のとおり、労災保険法 制定の経緯等からみても、当審査会としては、請求代理人の主張を採用するこ とはできないものと判断する。

ア D、E及びFの申述によると、決定書理由に説示するとおり、被災者、E

及びF(以下「被災者ら」という。)は、エレベーターのワイヤーロープの 切断・加工作業に関して、生産予定数量等通常注文者が行う程度の指示を除 き、業務の内容及び遂行方法についての具体的な指示を受けておらず、業務 遂行上の指揮監督を受けていたものとは認められない。また、仕事の依頼等 に対する諾否の自由については、夕刻の一定時刻後の作業や祝祭日の作業を 拒否する程度の自由を有していたものと判断される。

なお、請求代理人は、被災者らは、業務に必要な技術はすべて習得していたので個人外注となってから、指揮命令がなされていなかったとしても、労働者性を否定する要素とはならない旨主張するが、当審査会としては、上記のとおり、被災者らは、業務遂行上の指揮監督を受けていたとは認められないことから、基準に則り、労働者性を否定する要素として評価するものであり、請求代理人の主張を採用することはできない。

イ 拘束性の有無及び代替性の有無についてみると、決定書理由に説示すると おり、作業の性質上、作業場所は拘束されているものの、タイムカードによ る作業時間の管理が行われていたものとは認められない。

なお、請求代理人は、被災者は、タイムカードにより、時間的拘束を受けており、タイムカードはG会社の名残で形式的に打刻していたとする関係者の申述は疑わしいと主張するが、D、E、F、H及びIの申述が疑わしいとする根拠は見当たらず、請求代理人の主張を採用することはできない。

また、代替性については、請求代理人が主張するとおり、作業の性質上、 一定の技能は求められるものの、被災者以外の者であっても、作業の代替は 可能であったものと判断する。

ウ 報酬の労務対償性の有無についてみると、決定書理由に説示するとおり、 被災者らは、いわゆる社内外注として、切断したワイヤーロープの1メート ル当たりの作業単価に実際に切断した長さを乗じた出来高額を合算したうえ で3等分し、被災者は「J」の屋号を持って、K会社を宛先として請求書を 提出し、出来高額に応じた請負代金を支払われていたものと認められる。

なお、請求代理人は、ワイヤーロープの切断量は作業時間に影響され、会社から生産計画表を提示されていることから、本件は歩合制の賃金と評価されるべきであると主張する。この点について、被災者らは、もともとDを事業主とするG会社の労働者であったところ、DがG会社を平成○年○月に廃

業するにあたり、Dは、会社の労働者として雇用されるのに対し、被災者らはそれぞれ屋号を持つ社内外注として共同で業務を行うこととなった経緯が認められ、その報酬も上記のとおり、被災者らの共同の出来高を均等割して請負代金として受けていたものと認められることから、請求代理人の主張を採用することはできない。

- エ 労働者性の判断を補強する要素についてみると、決定書理由に説示すると おり、被災者は、税金を自己申告し、国民健康保険に自ら加入しており、ま た、上記ウのとおり、被災者には事業者性が認められるものである。
- オ 以上のことから、総合的に判断すると、当審査会は、決定書理由に説示するとおり、被災者は、「J」の屋号を持つ事業者と認められ、労災保険法上の労働者とは認められないものと判断する。
- (4) したがって、被災者は、労災保険法上の労働者とは認められないことから、 当審査会は、被災者の死亡は、業務上の事由によるものとは認められないもの と判断する。
- (5) なお、請求人は、本件疾病は業務上の疾病であると主張するが、上記(3) のとおり、請求人は労災保険上の労働者とは認められないことから、本件疾病 について判断するに至らず、また、そのほかの主張についても子細に検討した が、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。
- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬 祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。